

答弁書第五一号

内閣参質一七三第五一号

平成二十一年十二月一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長江田五月殿

参議院議員佐藤正久君提出自衛隊員の特地勤務手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出自衛隊員の特地勤務手当に関する質問に対する答弁書

一について

自衛隊員に対する特地勤務手当については、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条に基づき、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署（以下「特地官署」という。）に勤務する自衛隊員に給与上の対処を行うため、一般職の国家公務員に準じ、適切に運用しているところである。そのため、當内居住を義務付けられている自衛隊員に対し、他の自衛隊員と異なる特別な取扱いは行っていない。

二について

特地官署は、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十条第一項及び別表第六の規定により、技術研究本部下北試験場並びにそれ以外の自衛隊の部隊及び機関で防衛大臣の指定するものとされている。

三について

各特地官署の級別区分は、次のとおりである。

六級 海上自衛隊父島基地分遣隊、海上自衛隊硫黃島航空基地隊、海上自衛隊硫黃島警務分遣隊、海上自衛隊南鳥島航空派遣隊、航空自衛隊硫黃島分屯基地に所在する部隊等、北関東防衛局小笠原出張所

五級 自衛隊鹿児島地方協力本部徳之島駐在員事務所、航空自衛隊奥尻島分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊沖永良部島分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊電波情報収集群第三収集班、情報本部喜界島通信所

四級 陸上自衛隊名寄駐屯地礼文分屯地に所在する部隊等、陸上自衛隊矢臼別演習場管理しよう舎、海上自衛隊奄美基地分遣隊、海上自衛隊奄美警備所、海上自衛隊下対馬警備所、航空自衛隊佐渡分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊見島分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊海粟島分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊下甑島分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊奄美大島分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊久米島分屯基地に所在する部隊等

三級 陸上自衛隊島松山高射教育訓練場、陸上自衛隊佐多対空射撃場管理しよう舎、自衛隊鹿児島地方協力本部奄美大島駐在員事務所、自衛隊鹿児島地方協力本部種子島駐在員事務所、自衛隊沖縄地方協力本部宮古出張所、自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所、海上自衛隊対馬防備隊本部、海上自衛隊上対馬警備

所、航空自衛隊網走分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊山田分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊
加茂分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊大滝根山分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊笠取山分屯
基地に所在する部隊等、航空自衛隊白山分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊背振山分屯基地に所在す
る部隊等、航空自衛隊福江島分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊高畠山分屯基地に所在する部隊等、
航空自衛隊宮古島分屯基地に所在する部隊等、技術研究本部航空装備研究所新島支所

二級 陸上自衛隊然別訓練しよう舎、陸上自衛隊別海駐屯地に所在する部隊等、陸上自衛隊第三〇二沿
岸監視隊羅臼監視所、陸上自衛隊ニセコ訓練しよう舎、陸上自衛隊白老駐屯地に所在する部隊等、陸上自
衛隊六ヶ所対空射撃場管理しよう舎、陸上自衛隊対馬駐屯地に所在する部隊等、自衛隊島根地方協力本部
隱岐の島駐在員事務所、自衛隊長崎地方協力本部対馬駐在員事務所、自衛隊長崎地方協力本部五島駐在員
事務所、自衛隊長崎地方協力本部上五島駐在員事務所、自衛隊長崎地方協力本部壱岐駐在員事務所、海上
自衛隊竜飛警備所、海上自衛隊中央システム通信隊えびの送信所、海上自衛隊第二十五航空隊障子山航空
保安無線所、航空自衛隊襟裳分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊大湊分屯基地に所在する部隊等、航
空自衛隊峯岡山分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊輪島分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊経ヶ

岬分屯基地に所在する部隊等

一級 陸上自衛隊上富良野駐屯地多田分屯地に所在する部隊等、陸上自衛隊上富良野演習場管理しよう
舎、陸上自衛隊帶広駐屯地足寄分屯地に所在する部隊等、陸上自衛隊島松駐屯地日高分屯地に所在する部
隊等、陸上自衛隊長都高射教育訓練場、陸上自衛隊中央地区高射教育訓練場、陸上自衛隊那覇駐屯地白川
分屯地に所在する部隊等、海上自衛隊下北海洋觀測所、海上自衛隊六連警備所、海上自衛隊松前警備所白
神支所、海上自衛隊那覇システム通信分遣隊國頭受信所、航空自衛隊当別分屯基地に所在する部隊等、航
空自衛隊車力分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊恩納分屯基地に所在する部隊等、技術研究本部下北
試験場

四及び五について

特地官署の級別区分は、生活環境等の実情に応じて決定することとしており、具体的には、原則として
三年に一回、官署の最寄りの駅又は停留所の状況、官署の最寄りの公共施設等の状況などの評価要素ごと
に一定の点数による評価を行い、その結果を踏まえ特地官署及び級別区分の改定を行っているところであ
る。

六について

お尋ねの「評価資料」の趣旨が必ずしも明らかではないが、防衛省においては、平成十八年度に全特地官署について実施した四及び五についてで述べた評価の結果を踏まえ、陸上自衛隊佐多対空射撃場管理しよう舎の二級から三級への引上げ、技術研究本部航空装備研究所新島支所の四級から三級への引下げ、陸上自衛隊対馬駐屯地に所在する部隊等の三級から二級への引下げ及び自衛隊長崎地方協力本部対馬駐在員事務所の三級から二級への引下げを平成十九年四月一日から実施したところである。

